八七六五四三

刑事欠席裁判とは

はじめに

中日刑事欠席裁判制度の比較

日本の刑事欠席裁判制度の概要 中国の刑事欠席裁判制度の概要 刑事欠席裁判制度の理論的根拠 中国の刑事欠席裁判制度創設の経緯

おわりに

紹

中国の刑事欠席裁判について

鄭

奉

日

ることにする 今後の刑事司法に対する影響は大きい。本稿ではその一つである刑事欠席裁判制度について、 九七九年に初めて《刑事訴訟法》が制定されて以来、三回目の改正になる。改正された箇所は合計二六箇条に過ぎ 二〇一八年一〇月二六日全国人民代表大会常務委員会で《刑事訴訟法改正案》が採択された。今回の改正は、 刑事欠席裁判、 速裁判、認罪認罰寛大制度、当番弁護士制度等一連の新たな制度が創設されており、(2) (3) 比較の立場から考察す 中国の

一 刑事欠席裁判とは

告人が公判期日に出頭しないと開廷することができないという刑事裁判の一般原則の例外であると言える。いずれに 殊な訴訟制度である。仮に刑事裁判で、被告人が弁護人又は近親者を自分の代わりに公判に出廷させたとしても、 しても、 告人自ら出頭しない限り、 とられていることが分かる。つまり、中国の刑事欠席裁判とは、被告人が出廷しないまま公判を開くことのできる特 刑事欠席裁判に関しては、主に広義説と狭義説があるが、今回改正された刑事訴訟法の規定からすると、狭義説が[6] (6) 裁判官がそれを評価するという一般的に想定される裁判とは異なるものである。要するに、刑事欠席裁判は、被 刑事手続中被告人が主観的或いは客観的原因で、公判審理に出頭できない或いは出頭しないというような特 欠席裁判と見なされる。これは両当事者が法廷に立って、証拠調べや弁論等のやり取りを

別な状況に対応するために生まれた特別な訴訟制度である。

ドイツ、 刑事欠席裁判手続は中国刑事司法に特有の制度ではなく、すでに多くの国で実施されている制度である。 フランス、イタリア、 日本の刑事訴訟法に刑事欠席裁判手続に関する規定がある。 例えば、

罰を科すことを第一次的な目的とするものではない。 (8) 今回の中国の刑事訴訟法改正では、刑事欠席手続を「第五編特別手続」 この手続はあくまでも犯罪被疑者を刑事手続に参加するよう促すものであり、刑事手続に参加しない者に刑 の第三章として定めている。 陳衛東教授に

|| 中国の刑事欠席裁判制度創設の経緯

没収が第五五条の規定に従って、かつ、当該要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われたときは、 率のアップ、国際反腐敗活動への協力の促進等に重要な意義を持つものである。「国連腐敗防止条約」の第五七条三 項(a)号は、第一七条および第二三条に規定する公的資金の横領又は横領された公的資金の洗浄の場合については る国際的協力、 た。この条約は、史上初の国際反腐敗活動を指導するもので、腐敗の予防、腐敗に関する犯罪の確認、 は二○○三年一二月に「腐敗の防止に関する国連条約」(略称:国連腐敗防止条約)に加入し、 ○月には全国人民代表大会常務委員会の批准を得て、 まず、「腐敗の防止に関する国連条約」への加入が、刑事欠席裁判制度創設のきっかけになったともいえる。 違法資産の返還等に関する法的規範であり、メンバー国の国内における反腐敗活動の強化や反腐敗効 同年の一二月四日から国内で正式に施行されることになっ 同条約は二〇〇五年 反腐敗におけ 中国

中国の刑事欠席裁判について(鄭

拠である。特に被疑者・被告人が海外へ逃亡した場合、刑事欠席裁判は確定裁判を得るための唯一の手段ともいえ 亡中の腐敗官僚を本国に引致したり、海外に移転された巨額の違法資産を没収したりするためには欠かせない法的根 要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還すること……と規定している。ここでいう確定裁判は、

る。

に昇る(さらに全国ではかなりの人数と厖大な資金になる)。近年全国規模での「トラとハエを一緒にたたく」反腐敗運動(ロ) 収手続によって、 を果たしていることは言うまでもない。しかし、この手続きでは、腐敗の根本である腐敗官僚自身を法律上処罰する 申請を行い、被告人が欠席のまま、その違法所得資産に限って判断を下すことができる特別手続である。 被告人が逃亡して、指名手配から一年経ても身柄が確保できない或いは被疑者・被告人が死亡した場合に、 る違法所得没収手続を定めた。違法所得没収手続とは、 年に改正された刑事訴訟法は、初めて特別手続編を設けて、被告人が欠席のまま、その違法所得に限って裁判のでき 海外の逃亡者を国内に引致したり、違法資産を没収したりするためには新たな対応が求められた。そこで、二〇一二 の徹底的な展開に伴い、 腐敗官僚の海外への逃亡人数は経済発展が進んだ広東省だけでも一六四○人に達し、移転された資金は一五五○億元 ことができないので、最も徹底した制度の設立が求められるのは当然である。そこで、二〇一四年に開かれた中央反 所得およびその他の犯罪に関わる資産を没収すべきであると検察官が判断したときに、裁判所に違法所得を没収する つぎに、 刑事欠席裁判制度の創設は国内の反腐敗運動を推進するのに必要であった。二〇〇六年の統計によると、 腐敗官僚の不正資産を没収することができるので、腐敗の抑止と国家財産損失の回復に一定の役割 海外は腐敗官僚の逃亡と違法所得を移転する「天国」になっている。このような状況下で、 横領・賄賂犯罪およびテロ犯罪等重大な犯罪事件の被疑者 違法所得没 その違法

報告がまとめられた。そして、二〇一八年四月二五日に開かれた第一三期全国人民代表大会常務委員会第二次会議に 腐敗協調会議で刑事欠席裁判制度の創設が提案され、二〇一六年七月に法制委員会により刑事欠席裁判に関する研究 て、二○一八年一○月二六日に開かれた第一三期の全国人民代表大会常務委員会第六次会議で可決・成立したのであ 追い詰めるための最も有力で重要なものであるとの考え方が示された。その後、改正草案は何回かの審議と修正を経 《中華人民共和国刑事訴訟法(改正草案)》が提出され、刑事欠席裁判の必要性につき、欠席裁判手続は海外逃亡者を

四 刑事欠席裁判制度の理論的根拠

る

のがある。 (13) に渡って刑事訴訟法が改正されながら、刑事欠席裁判手続の創設には至らなかった。その理由として、次のようなも 他の国ではすでに刑事欠席裁判手続が制度化されているにもかかわらず、中国では一九九六年と二〇一二年の二回

として認められている。(4) 害される恐れがある。そのため、原則として、被告人が公判に出頭して裁判を受けることは訴訟手続上の基本的権利 を剥奪するのに等しいものとされている。その結果、裁判の正当性に疑問が生じやすいだけでなく、裁判の公正性も まず、国際刑事司法理論上、刑事欠席裁判は事実上公判における被告人にとって最も重要な権利である自己防御権

中国の刑事欠席裁判について(鄭) 中国刑事訴訟法の制定当時は、 まだ人口の移動が少なく、多くの場合刑事事件における被疑者

身柄の確保が容易で、確実な状況にあったため、刑事訴訟では実務上欠席裁判を行う必要性が低かった。

たのは、 このような状況の下で、 理論的な問題である、被告人不在のままの起訴・裁判の可否の問題と被告人の裁判参加権と刑事欠席裁判の 中国において刑事欠席裁判手続を創設にするにあたって、先に解決しなければならなか

公正・公平の問題である。

事件であるとみることができる。 ず、 に、裁判所は公訴提起された事件に対して審査を行い、起訴状に明白な犯罪事実がある時は、 ければならないと定めてあることから、 すべきである場合、 起訴法定主義と起訴便宜主義がある。 上記の起訴要件さえ満たされれば、検察官は起訴しなければならないのである。そして、 中国の現行刑事訴訟法第一七六条によれば、犯罪事実が明白で、 被告人の身柄が確保できていない場合、 起訴の決定をしなければならない。 中国は起訴法定主義を基本的原則としながら、 被告人の身柄が確保できていない事件であっても、 起訴・裁判ができるかという問題であるが、 要するに、被疑者の身柄が確保できているか否かにかかわら 証拠も確実・充分で、 起訴便宜主義を補助原則として 裁判権のおよぶ範囲内の 公判の開始を決定しな 刑事訴訟法第一八六条 しかも刑事責任を追及 検察官の起訴につき、

の規定は全く見当たらず、 しかも現行刑事訴訟法において、被疑者・被告人の身柄が確保できていないと起訴できない或いは裁判できないと 刑事訴訟法上欠席裁判を積極的に禁止する規定は存在しない。

権利であることは周知のとおりである。これは一国の憲法や国際条約にすでに明言されている。そこで、刑事欠席裁 判手続を創設するに当たって、その正当性の問題は回避できない。被告人の裁判参加権は、 つぎに、被告人の裁判への参加権の問題であるが、 被告人が裁判に出頭して裁判を受ける権利は、 公判における被告人の基 被告人の重要な

ときは、 することのできない絶対的権利ではない。 参加権を放棄することが不合理であるとは一概に言えない。そこで、被告人が裁判に出頭しない或いは出頭できない 本権保障の基礎であるので、原則的にはそれに対する制限を控えるべきである。しかし、被告人の裁判参加権は放棄 裁判参加権を放棄したとみなすことも可能である。そして、刑事欠席裁判において、 実際、 価値判断や訴訟利益の衡量から、一定範囲において、 被告人の他の訴訟上の

権利をしっかりと保障することで、欠席による不利益を最小限にとどめることも可能である。

正・公平さを確保することは可能なのである。 構造をとっている中国において、 るか否かが裁判の結果に与える影響は少ないと思われる。要するに、被告人が裁判に欠席したとしても、 という理由で、無罪を有罪にしたり、 最後に、仮に被告人が刑事裁判に出頭しなかったとしても、必ず不利益をこうむるわけではない。 国を代表する裁判者として、真相解明の義務も背負われている。そのため、被告人が裁判に出席しなかったから 裁判官には中立した立場に立って公正・公平な審判を行うことが求められる一方 軽罪を重罪にするようなことはないと言える。つまり、 被告人が裁判に出頭す 職権主義の訴訟 裁判の公

五 中国の刑事欠席裁判制度の概要

における被疑者・被告人に対する訴訟上の権利の保障および刑事欠席裁判結果に対する救済等について詳しく定めて 刑事訴訟法改正案は、 刑事欠席裁判の公正・公平を保障するために、 刑事欠席裁判の適用範囲、 刑事欠席裁判手続

中国の刑事欠席裁判について(

いる。

中国 [の刑事欠席裁判手続の適用対象となるのは、被告人が海外へ逃亡のため裁判に出頭できない事件と被告人が重

病を患っているため裁判に出頭できない事件および被告人が死亡した事件である。

(1)被告人が海外へ逃亡のため裁判に出頭できない事件 (二九一条)

被疑者・被告人が海外へ逃亡中で、犯罪事実が明白で、証拠も確実・充分で、刑事責任を追及する必要がある次の

ような犯罪については、刑事欠席裁判手続を適用することができる。

①横領・賄賂犯罪

②国家の安全に重大な危害を与える犯罪とテロ犯罪

但し②の場合は、二つの条件を満たさなければならない。一つは、最高検察院の許可を得ることであり、もう一つ

は、直ちに裁判をする必要があることである。

(2)被告人が重病を患っているため裁判に出頭できない事件 (二九六条)

被告人が重病で裁判に出頭することができないため、審理を六か月間中止した後も、状況は変わらず、依然として

判の再開に同意した場合、被告人が欠席のまま裁判を行うことができる。 出頭できないときに、被告人およびその法定代理人、近親者が裁判を再開するように申請を行った場合、または、裁

(3)被告人が死亡した事件 (三九七条)

被告人が死亡した場合、裁判所は審理を中止しなければならないというのは、中国の刑事訴訟法の基本原則である

が、被告人が無罪であることを証明できる証拠がある場合、被告人が欠席のまま審理を行うことができる。 (18)

他に、被告人が死亡した再審手続でも裁判所は欠席裁判を行うことができる。

2 被疑者・被告人に対する権利保障

- (1) 弁護人依頼権 (二九三条)
- ①刑事欠席裁判で、被告人は弁護人を依頼し、自分の代わりに刑事訴訟手続に参加させることができる。
- ②被告人が自ら弁護人を依頼することのできない場合は、被告人に代わって近親者が弁護人を依頼することができ

らない。つまり国選弁護人が付される。

③被告人または近親者が弁護人を依頼しなかった場合、

裁判所は法律援助機関に弁護人の派遣を命じらなければな(タン)

る。

(2) 上訴権 (二九四条)

刑事欠席裁判判決に不服の場合、被告人或いは近親者、 または被告人・近親者の同意を得た弁護人は上訴すること

ができる。このような被告人の上訴権を保障するために、 法は裁判所に被告人または近親者への判決の送達を義務つ

けている。

なお中国の検察機関は国家機関として訴訟活動に対する法律監督義務があるので、 刑事欠席裁判の判決が不適正で

あると思料する場合、被告人に有利或いは不利であるかに関係なく、上訴しなければならない。

(3)起訴状謄本と召喚状を送達してもらう権利(二九二条)

中国の刑事欠席裁判について(鄭)

ない。言い換えれば、被告人が海外へ逃亡した事件において、起訴されたことを告知することは、刑事欠席裁判を行 訴状謄本の送達を受けた被告人が公判期日に出頭しなかった場合、裁判所は公判を開いて、判決を下さなければなら または被告人所在地の法律に従って、召喚状と起訴状謄本を被告人に送達しなければならない。そして、召喚状と起 中国の現行刑事訴訟法第二九二条によると、裁判所は国際条約の規定或いは外交ルートによる司法協力を通して、

喚状が送達されたか否かで刑事欠席裁判ができるか否かを決めるのは、合理的ではないとの批判もある。 召喚状を受け取ったとしても、出廷するわけがないのは一目瞭然のことである。それにも関わらず、起訴状謄本や召 しかし、多くの場合、被疑者・被告人が海外へ逃亡する目的は裁判から逃れるためであるので、例え起訴状謄本や

う必須の条件である。

3 救済策

①刑事欠席裁判中に被告人が出頭する或いは身柄が確保された場合、 裁判所は審理をやり直さなければならない

(二九五条)。

裁判をやり直さなければならない(二九五条)。 申し立てる権利を有することを告知しなければならない。そして犯罪者からの異議申し立てがあった場合、 ②裁判が確定した後に身柄が確保された場合、執行機関に送致して刑罰を執行する前に、裁判所は犯罪者に異議を 裁判所は

六 日本の刑事欠席裁判制度の概要

刑事訴訟法第二八六条)、例外として被告人が欠席のまま、裁判を行うこともできる。具体的には次のような場合があ 当事者主義を基本とする日本の刑事訴訟において被告人は原則として公判期日に出頭しなければならないが (日本

る。

- 被告人に酷だというものである。 ことができる。その趣旨は、法定刑が比較的軽い財産刑であるにもかかわらず、常に被告人の出頭を要求することは る事件の被告人は公判期日(公判のすべての段階を含む)に出頭をすることを要しない。ただし、代理人を出頭させる 1 出廷義務が免除される事件である。 日本刑事訴訟法第二八四条によると、五〇万円以下の罰金又は科料に当た
- られることにしたのである。 役若しくは禁錮または五○万円を超える罰金に当たる事件の被告人は冒頭手続と判決の宣言以外の公判手続への出頭 重要でないと認められた場合、①拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告以外の公判手続に、②長期三年以下の懲 判所の許可にかからせるとともに、公判手続の重要段階 法定刑が自由刑を含む場合があるため、一律に出頭不要とすると、被告人の防御に不利になるので、出頭の要否を裁 の義務が免除される(日本刑事訴訟法第二八五条一項及び二項)。その理由は、この場合も事件の軽微性にある。ただし、 公判の重要段階にだけ出頭を強要される事件である。裁判所において、被告人の出頭がその権利の保護のため -判決の宣言と冒頭手続(22) -においてのみ出頭を義務つけ
- 3 被告人が出頭を拒否した場合である(日本刑事訴訟法第二八六条の二)。出頭拒否が成立するには、①被告人が出

を行うことができる。このような場合は、出頭すれば保障される陳述権・証拠調べ請求に対する意見陳述権・反対尋 ていること、④正当な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたことの四つの要件を満いること、④正当な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたことの四つの要件を満 たさなければならない。一旦これらの要件が満たされると、裁判所は被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続(※) 頭しなければ開廷することができない場合であること、②被告人が勾留されていること、③被告人が適式に召喚され

退廷し、又は法廷秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をすることができ(%) 無断退廷と退廷を命じられた場合である(日本刑事訴訟法第三四一条)。被告人が陳述をせず、許可を受けないで

問権・異議申立権等訴訟上の権利を放棄したものと解される。

あると言えよう 被告人が審理に立会う権利を放棄し、または喪失したものとして、被告人が訴訟上の権利を失うとしても合理で かような場合は、 専ら被告人側に起因する事情により被告人の出頭或いは在廷が得られなかったことになるの

本刑事訴訟法第三一四条一項但書)無罪・免訴・刑の免除または公訴棄却をすべきことが欠席裁判の前提となっている 却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。(日 を出頭させた場合は、裁判をすることができる(日本刑事訴訟法第三一四条二項但書)。これは、代理人を出頭させるこ よう。つぎ、被告人が病気のため出頭することができないときは、第二八四条および第二八五条の規定により代理人 被告人が心神喪失や病気の場合である。まず、被告人が心神喪失のときは、 被告人に有利な結果を裁判を用いて確認することで、被告人の権利を確実なものにするためであるとも言え 無罪、 免訴、 刑の免除又は公訴棄

被告人の訴訟上の権利を保障したうえで、裁判の迅速化を図ろうとする考え方であろう。

中日刑事欠席裁判制度の比較

七

則の例外であるとしながら、それぞれの国の司法状況にあわせて特徴のある制度設計を行っている。 中国と日本は両国ともに刑事欠席裁判手続を、被告人在廷のまま刑事裁判を行うべきであるとの刑事裁判の一 般原

外に流出した違法資産の没収等のために法的根拠を与えると同時に、 るので、 状を踏まえて成立した刑事欠席裁判制度は、海外へ逃亡中の腐敗官僚を欠席のまま裁判に付して裁くことを可能にす ている反腐敗運動の徹底化と深化に応えるために、 中国では多くの腐敗官僚が海外へ逃亡することで、法の制裁を免れる或いは免れようとしている。このような現 国家間の司法協力を通じて、すでに海外へ逃亡中の被疑者・被告人に対する国際手配や身柄の引致および海 両国の刑事欠席裁判制度立法は出発点が異なる。 法制度整備の角度から積極的に対応した結果であるといえる。実 中国の刑事欠席裁判は、主に近年、 海外への逃亡を断念させることもできる 中国で展開されてき

刑事欠席裁判制度の整備は、 中国における公判を中心とした訴訟制度改革を背景とした、特色あるの刑事

裁判制度の構築と刑事訴訟体系の完備の一翼を担っていると言える。

て導入されたものではない。むしろ公判妨害による裁判の遅延の防止し刑事裁判の迅速化を実現するためのものであ しかし日本の刑事欠席裁判手続は、 中国のように特定の対象者に有罪判決を下して、特別な目的を達成しようとし

る。

は、 横領犯罪・賄賂犯罪と国家の安全を危うくする犯罪・テロ犯罪である。いずれにしても、 刑事欠席裁判手続の適用範囲が異なる。 前述したように中国の刑事欠席裁判手続が適用される主な犯罪 多くの場合、

中国の刑事欠席裁判について(鄭

三年以上一〇年以下(又は無期懲役と死刑) の懲役刑にあたるものばかりである。つまり、中国の刑事欠席裁判手続は

重罪にも適用されることになる。

が公判期日に出頭する権利を放棄したと見てもいい事件等である。これはまさに当事者主義を基本とする日本の刑事 にあたる軽微な事件である。そして例外として、被告人の出頭がその権利の保護のため重要ではない事件や、 他方で、日本の刑事欠席裁判手続が適用されるのは、原則として被告人の出頭義務が免除されている罰金又は科料 被告人

司法の理念にも合致していると言えよう。

で中国の現行法は、被告人の弁護権、上訴権等を、法廷に出頭するときより手厚く保障している。 に重要である。なぜなら、 かれるので、被告人に対する十分な権利保障ができないと、公平・公正な裁判結果が期待できないからである。そこ 第三に、被告人に対する権利保障の方法が異なる。中国の刑事欠席裁判手続における被告人に対する権利保障は特 特に被告人が海外へ逃亡中の場合、 被告人の意思の如何にかかわらず欠席のまま公判が開

には不出頭を認めなかったり、不出頭の要件 したり、代理人を出頭させる等いろいろな工夫がなされている。 裁判所に召喚状送達を義務つけたり、 上充分に確保されていると言える。例えば、公判期日における出頭は被告人の義務だけでなく、権利でもあるので、 用される特別な規定はないが、具体的な手続と実務において、十分な配慮を払っているので、被告人の諸権利は事実 他方で、 日本の刑事欠席裁判手続における被告人の権利保障については、 出頭義務の免除された事件でも、 (例えば、被告人の権利保護のため重要でない等)を合理的に解釈して適用 法定刑に自由刑が含まれると裁判の重要段階 中国のような専ら刑事欠席裁判手続に適

第四に

「欠席」裁判の意味が異なる。中国でいう欠席裁判とは、公判手続のすべての段階に被告人が出頭しない

ことを言う。つまり、公判手続の開始から終了まで不出頭を貫くことである。他方で、 日本の刑事司法では、

続の一部に出席しない場合も欠席裁判として扱われる。

る被告人はすべての公判手続から外されることになるため、不利な裁判を受けやすい。そこで改正法は、 第五に、 刑事欠席裁判の判決に限って、異議申し立てを通じて、裁判をやり直すことができるように救済策を講じてい 刑事欠席裁判の結果に対する救済が異なる。 中国では、 一旦刑事欠席裁判手続が適用されると、 当事者た

なうことになりかねないし、さらには司法資源の浪費にもなるとの批判もある。 ^{②2)} ところがこの救済策の対象となるのは確定裁判 (中国の審級制度は二審制である) なので、 判決の権威や既判力を損 る。

によっては判決の言い渡しまで行われるので、 告人は冒頭手続及び判決宣告期日のみ出頭すればよいということになっているが、実際のところ、被告人が罪を認め 別に扱う必要がないだけである。すなわち、まず、前述したように刑事欠席裁判の始まりの段階からすでに被疑者 ない。それは、日本では刑事欠席裁判判決に対する救済が不要ということではなく、中国のように刑事欠席裁判を特 被告人の権利擁護を目的とする充分な対策が取られているので、不当な裁判が行われる可能性が低い。次に、 ている事件になれば、 これに対して日本の刑事訴訟法では、 欠席裁判が法律上は認められていても、被告人が出頭した上で訴訟手続きが進められているのではないかと推測 拘留或いは長期三年以下の懲役若しくは禁錮または五〇万円を超える罰金に当たる事件の場合、 第一回公判期日に冒頭手続が行われるだけでなく、早ければその日のうちに結審したり、 中国のような刑事欠席裁判判決のみに適用される特別な救済規定は見当たら 結局のところ被告人が出廷したままでほとんどの手続が行われるとい 日本で

中国の刑事欠席裁判について(鄭)

うことになる。欠席裁判が法律上認められているといっても、事実上は出席になる。

八 おわりに

度を参考に、徐々に改善していく必要があると思われる。 役割を十分に果たせていない面もある。今後、実務での経験と中国の刑事司法環境等を踏まえたうえで、諸外国の制 せて創設されたものであると言っても過言ではない。そのため、他の国の同制度のように刑事欠席裁判制度の本来の 中国において今回の刑事訴訟法改正で成立した刑事欠席裁判制度は、近年中国で展開されてきた反腐敗運動にあわ

- (1) 一九九六年と二〇一二年の改正案は、全国人民代表大会で審議され成立したが、今回の改正案は全国人民代表大会ではな その常設機関である常務委員会の審議を経て成立したものであるので、異例とも言える。
- (2) 下級裁判所の管轄である三年有期懲役以下の刑罰を科す可能性のある事件で、事実が明白で、証拠も確実・充分であり、 認罪認罰の場合、被告人の同意を得て行うことのできる簡易裁判手続よりも略された裁判手続きを言う。
- 3 書に同意・署名した場合、寛大に処罰することができる制度を言う。 罪を犯した被疑者・被告人が任意で供述し、訴追機関の追及に異議を申し立てることなく、検察機関が提出する求刑意見
- 4 法律援助機関が裁判所、 留置場等に当番の弁護士を派遣して、被疑者・被告人のために法的援助を提供する制度である。
- 5 理(陳述や弁論等)に参与する場合をも含まれると主張する見解もある。この場合は、公判に出頭したか否かではなく、審 両当事者中の片方だけが公判に出頭したまま行う裁判を言う。ほかに、両当事者ともに公判に出頭したが、片方だけが審
- (6) 被告人のみが公判に出廷しないまま行う裁判を言う。

理活動に参与したか否かで判断することになる。

- 7 中国の刑事訴訟法第一〇八条に、近親者とは夫・妻・父・母・息子・娘・同胞兄弟姉妹を指すと定めてある。
- (8) http://www.infzm.com/content/140827(二〇二〇年九月二日検索)。
- 9 じやすいので、刑事欠席裁判の判決は、こう言った誤解と心配を排除することもがきる。 もし確定裁判を得ないで、外国政府に逃亡者の身柄の引渡しを求めると、単なる「政治的原因」ではないかとの誤解が生
- 10 https://www.dz19.net/thread-1248101-1-1.html(二〇二〇年二月三日検索)。
- $\widehat{11}$ で違法所得没収の判断を下すことはできない。違法取得の没収はあくまでも違法活動によって獲得された財産を対象にして できる。しかし裁判段階で、被告人が死亡したときには、検察機関より違法所得没収の申請がない限り、裁判所は自ら進ん とができる。起訴段階で違法所得を没収すべきであると判断した場合、検察機関は裁判所に違法所得没収を申し込むことが いるが、欠席裁判は裁判に参加すべきもの(人間)を対象としている。 捜査機関が違法所得を没収すべきであると判断した場合、違法所没収に関する意見書と関連証拠を検察機関に送検するこ
- (12) http://www.sohu.com/a/271842261_668935 (二〇二〇年二月三日検索)。
- 13 顧永忠・張子君「我国刑事欠席審判制度的立法意図与特色」理論学刊総第二八一期一一九頁
- 14 する弁護人を通じて、防御すること……。 「市民的および政治的権利に関する国際規約」第一四条の三(d)自ら出席して裁判を受けおよび、直接に又は自ら選任
- 15 陳衛東「論中国特色刑事欠席審判制度」中国刑事法雑誌二〇一八年第三期二六—二七頁。
- 16 こで、刑事欠席裁判を通じて無罪を宣告することでこのような状況を解消することができる。 人が本当に無罪である場合、死亡した被告人にとっては何も変わらないが、残された家族や親族に与える影響は大きい。そ 被告人が死亡した場合、有罪無罪を問わずに、刑事裁判を終結するのは事件解決の一方法であるに違いない。しかし被告
- (エイ) 地方政府の司法行政機関が設立した公民からの法律援助の申し込みを受理・審査し、《法律援助条例》の定める条件を満 テラスに相当 たしたときには、 法律援助機関所属の弁護士或いは法律事務所の弁護士を派遣して法的援助を行う機関である。(日本の法
- 18 の許可が必要である。 被告人が出席する裁判の場合、 近親者は自己判断で上訴することはできない。近親者と弁護人が上訴する場合は、 被告人

- 19 甄貞他「缺席審判程序解読、適用預期及完善建議」法学雑誌二○一九年第四期一一八頁。
- $\widehat{20}$ 河上和雄他 『大コンメンタール刑事訴訟法 第六巻 (第二版)』 (青林書院二〇一一年) 一二頁
- $\widehat{21}$ 方法・態度等を考量に入れてなさらなければならない。 ここでいう「被告人の出頭がその権利の保護のため重要でない」の判断は、事件および手続の内容・性質、
- $\widehat{22}$ 手続の円滑な進行をも確保することができる。 冒頭手続は当該事件の争点を明確にし裁判所の審理方針を方向付ける重要な機能を有するともに、被告人保護と争点整理
- (23) 河上他·前揭注(20) 一六—一七頁。

25

河上他・前掲注(20) 二七頁。

- に困難で、刑事施設職員にこれを期待することがいかにも非常識であると思われるような場合を指す。 「刑事施設職員による引致を著しく困難にした」とは、強いて引致しようとすればできないことはないが、 実際上は非常
- 26 妥当あるとの見解がある。 日に予定されていたものに限られないが、少なくともはっきりした予定がある場合には、その範囲内にとどめるのが運用上 公判期日の範囲は冒頭手続・証拠調べ手続・判決の宣告等いずれであってもよいし、行える手続は、必ずしも当該公判期
- 27 河上和雄他『注釈刑事訴訟法 第四卷 (第三版)』(立花書房 平成二四年) 一三〇九頁。
- 理がすでに予定されていたものかどうか等、被告人自身の防御権との衡量で裁量的に定められる(河上和雄他 退廷命令の場合、具体的にどこまで審理を進めるかは、弁護人の有無、手続的審理か実体的審理か、証拠の内容、その審
- 29 河上和雄他『大コンメンタール刑事訴訟法 第八巻 (第二版)』 (青林書院 二〇一一年) 三三四頁

訟法 第六巻(第三版)』(立花書房 平成二二年)七四七頁)。

- 30 人が出席する裁判では、近親者が上訴するには、被告人の許可を得なければならない。 刑事欠席裁判に限って、被告人だけでなく被告人の近親者にも自分の意思で上訴する権利を保障している。ちなみに被告
- 31 確認、新しい証拠の提出、合議体による証拠調べと確認)、法廷弁論、被告人の最終陳述、 公判活動は開廷、法廷調査(検察官の冒頭陳述、被告人・被害者の冒頭陳述、被告人・被害者に対する尋問、 評議と判決宣告等が含まれる。
- (32) 甄貞他・前掲注(19) 一一八頁。

(3) https://ameblo.jp/egidaisuke/entry-12415484524.html(二〇二〇年九月二日検索)。

(瀋陽師範大學講師)